

会 議 録

審議会等の名称	令和7年度 第2回 富士市入札監視委員会																						
庶務を担当する部課等	財政部 契約検査課																						
会議の開催の日時	令和8年1月28日（水） 午前10時00分～午前11時30分																						
会議の開催の場所	消防防災庁舎3階 研修室（Web会議）																						
出席者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入札監視委員会委員 山本睦、長橋順、畔村勇次、山田建太、飯田浩恵 ・ 工事担当者、事務局 																						
議題	<ol style="list-style-type: none"> 1 発注工事入札契約手続の運用状況報告について 2 案件抽出審議について 																						
配付資料	令和7年度 第2回 富士市入札監視委員会 次第、審議書																						
審議の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審議対象となる工事を抽出する指定委員は、事前に畔村委員に依頼済み ・ 令和7年4月1日～令和7年9月30日までに市が発注した149件の工事に係る入札契約手続きの運用状況報告 ・ 入札参加資格停止等の運用状況報告 ・ 抽出案件6件についての審議 																						
審議の結果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発注工事入札契約手続きの運用について指摘事項は無かった。 ・ 入札参加資格停止等の運用について指摘事項は無かった。 ・ 指定委員が抽出した下記案件について審議を行い、全て適正に処理されていることが確認された。（審議内容については別紙のとおり） <p><抽出案件></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">No.</th> <th style="width: 60%;">工 事 名</th> <th style="width: 30%;">入札契約方式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td>（合併入札）令和7年度 新富士駅南地区土地区画整理事業 田子浦往還通り線（川成島地区）街路築造ほか工事・新富士駅南地区土地区画整理内田子浦往還通り線（川成島地区）配水管移設工事</td> <td style="text-align: center;">一般競争入札 （総合評価）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td>錦町一丁目4号線（柳田橋）配水管移設工事</td> <td style="text-align: center;">随意契約</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td>令和7年度 久沢鷹岡本町316号線管路新設工事</td> <td style="text-align: center;">一般競争入札</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td>令和7年度 天間川成島3343-3号線ほか管路新設工事</td> <td style="text-align: center;">一般競争入札</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td>令和7年度 左富士臨港線舗装改良工事</td> <td style="text-align: center;">一般競争入札 （総合評価）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6</td> <td>石坂西ノ原3号線排水管布設工事</td> <td style="text-align: center;">指名競争入札</td> </tr> </tbody> </table>		No.	工 事 名	入札契約方式	1	（合併入札）令和7年度 新富士駅南地区土地区画整理事業 田子浦往還通り線（川成島地区）街路築造ほか工事・新富士駅南地区土地区画整理内田子浦往還通り線（川成島地区）配水管移設工事	一般競争入札 （総合評価）	2	錦町一丁目4号線（柳田橋）配水管移設工事	随意契約	3	令和7年度 久沢鷹岡本町316号線管路新設工事	一般競争入札	4	令和7年度 天間川成島3343-3号線ほか管路新設工事	一般競争入札	5	令和7年度 左富士臨港線舗装改良工事	一般競争入札 （総合評価）	6	石坂西ノ原3号線排水管布設工事	指名競争入札
No.	工 事 名	入札契約方式																					
1	（合併入札）令和7年度 新富士駅南地区土地区画整理事業 田子浦往還通り線（川成島地区）街路築造ほか工事・新富士駅南地区土地区画整理内田子浦往還通り線（川成島地区）配水管移設工事	一般競争入札 （総合評価）																					
2	錦町一丁目4号線（柳田橋）配水管移設工事	随意契約																					
3	令和7年度 久沢鷹岡本町316号線管路新設工事	一般競争入札																					
4	令和7年度 天間川成島3343-3号線ほか管路新設工事	一般競争入札																					
5	令和7年度 左富士臨港線舗装改良工事	一般競争入札 （総合評価）																					
6	石坂西ノ原3号線排水管布設工事	指名競争入札																					
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・ 再苦情等が寄せられた場合は、臨時会議を開催する。 																						

(別紙) 抽出案件の審議内容

抽出事案1 (合併入札) 令和7年度 新富士駅南地区土地区画整理事業 田子浦往還通り線(川成島地区) 街路築造ほか工事・新富士駅南地区土地区画整理内田子浦往還通り線(川成島地区) 配水管移設工事

	質疑	応答
質問1	落札業者以外の入札額が予定価格超過であったが、原因を把握しているか。	街路築造や配水管移設工事は一般的な工事のため価格を予測できるものと考えられるが、電線共同溝は施工手間等の単価は県の積算基準であるため業者の積算金額が全体的に上がったものとする。
質問2	電線共同溝を設置する目的はなにか。	電線共同溝の設置は電線等の地中化を行う工事であり、主に景観を良くすることを目的としている。また、道路や歩道の通行の支障にならないメリットもある。
質問3	電線共同溝は工事箇所によって見積りが変わってくるのか。	電線共同溝の資材は工事箇所によって規格が大きく変わることはないため見積り金額に差は出ないかと思われるが、発注頻度の少ない工種のため施工費の予測は難しいと考える。
質問4	総合評価方式のフィードバックはどのように行っているか。	案件ごとに総合評価のフィードバックは行っていないが、請負検討委員会において、評価項目の内容の変更等、評価項目全体について検討している。
質問5	応札業者は総合評価の結果を見ることができるか。	評価項目の詳細な得点は結果表の中には出てこないが、入札金額や評価点は見ることができる。
質問6	応札業者の加算点の合計が11点から13点ぐらいで推移しているが市内業者の中では高い方か。	加算点の合計は23点であるが、本工事の入札参加業者は土木のA等級のため比較的高い点数であるとする。
審議結果	・適正に処理されていることを確認した。	

抽出事案2 錦町一丁目4号線(柳田橋) 配水管移設工事

	質疑	応答
質問1	1度目の入札は予定価格超過により不調であったが、今回の予定価格は増額している理由は何か。	工事にかかる経費と材料の見直しにより増額している。また、積算の考え方についても見直しを行った。
審議結果	・適正に処理されていることを確認した。	

抽出事案3 令和7年度 久沢鷹岡本町316号線管路新設工事

	質問	回答
質問1	1度目の入札は辞退による不調であり、2度目は1者の応札しかなかったが、参加者が少ない理由は何か。	当該地域は岩盤が多く掘削が困難であるため他の土木工事と比較して参加者が少ない要因である。加えて1度目の不調は3月の入札であり工事発注が集中する時期であったため、業者は施工しやすい工事を優先し本案件には参加しにくかったと考える。
質問2	B等級の業者数は増減しているか。	B等級の業者数に大きな変動は見られない。
質問3	同時期に多数の入札案件が出ても、どこかの業者が受注してくれる程度の業者数は確保されているか。	業者数としては十分に確保されている。
質問4	今回の業者選定はA等級かB等級のどちらかということか。	本案件については土木工事A等級またはB等級として選定している。
質問5	公告の告知を強化すれば1回目で不調となることを防げないか。	業者は公告を頻繁に確認しているため、告知不足で知られていない可能性は低い。むしろ業者は複数工事を比較して施工しやすい工事を選ぶ傾向があり、下水道工事は相対的に人気が低いため参加者が少なくなる。下水道工事への参加者確保に向けては、設計変更や契約条件の見直し、着手日選択型の導入などを行っている。
質問6	1度目と2度目で予定価格が変わっているが、積算の見直しを行ったのか。	不調となった場合には工事発注課で要因を検討し、積算の見直しを行う。また発注時期の差により材料単価等が変動するため、最新単価に更新することで金額が変動することがある。
審議結果	・適正に処理されていることを確認した。	

抽出事案4 令和7年度 天間川成島3343-3号線ほか管路新設工事

	質問	回答
質問1	参加者が少ない理由は何か。	本件は下水道工事であり、近年下水道工事の参加が全般的に低調である。1度目は3月に入札を実施し入札案件が多い時期であったため他工事と比較され、第2回は5月で年度当初の発注が多い時期であり参加者が少なかったと考える。
質問2	1度目と2度目の入札が不調で3度目の予定価格が変動した理由は何か。	第3度目の入札で予定価格が大きく変わったのは、不調が続いて期間を要し工期の確保が難しくなったため工事延長を短縮した。市の選定基準により対象等級がA・B等級から

		B・C等級へ変更された結果、C等級の業者が落札したものである。
質問3	工事延長を短縮して等級が下がることに問題はないか。	金額で等級を区分するのは、上位等級に工事が集中することを避け中小事業者の受注機会を確保するためである。金額を基準に等級を決定している。
質問4	工事延長を短縮した場合、工事を分割して実施するのか、それとも当該区間の計画を変更したのか。	下水道工事は整備計画に基づき年度ごとに配分している。本年度は当該路線の延長が減るが、減少分は原則として翌年度以降に繰り越すか、他の箇所を追加する等して全体の整備延長が大きく変わらないよう調整している。従って本箇所のみ短縮するが、全体計画の中で調整して対応している。
質問5	今回のように延長を短縮しても目標は達成できるか。	富士市全体の計画で調整しているため、他地区の工事を前倒しするなどして全体目標の達成を図ることが可能である。
質問6	下水道が整備されない地域は浄化槽で対応するのか	浄化槽で対応する地区もある。
質問7	浄化槽地区を下水道に切り替えることはすでに決まっているのか。	下水道整備区域と浄化槽区域は区分している。整備困難と判断される区域については浄化槽区域へ変更する場合がある。
質問8	富士市は下水道整備を市内全域で100%目指しているか。	全域での下水道整備を目指しているわけではない。岩盤が多く整備が困難な地域や人口密度が低い地域は浄化槽で対応するなど、経費や使用料の観点から優先順位を定め整備を進めている。
審議結果	・適正に処理されていることを確認した。	

抽出事案5 令和7年度 左富士臨港線舗装改良工事

	質問	回答
質問1	調査基準価格を下回る入札について低入札価格調査を実施するかどうかの基準はあるか。	調査基準価格を下回った場合には入札価格調査を行う旨を定めている。今回も取扱要領に基づきヒアリング等を実施し、審査委員会で審議した後契約を締結した。
質問2	低入札価格調査の結果、の不適合となる場合はあるか。	その可能性はあるが、ここ数年そのような実績はない。ただし、提出資料やヒアリングの内容により履行されないおそれがあると判断されれば失格とする可能性がある。
質問3	6者の価格が調査基準価格と一致している理由は何か。	舗装工事は積算基準や労務単価等の情報が公開されており積算しやすい工事であるため、最低制限価格寸前を狙って積算し同額となることがある。年に数件、同額で並んだ場合にくじ引きで決定する事例があることから今回もそのような事情であると推測される。

質問4	低入札価格審査委員会での判断基準は何か。	低入札価格取扱要領により、契約しない場合の判断基準を12項目定めている。これらに加え、業者から現在受注中の工事状況や銀行取引状況等の資料を提出させ、契約検査課と工事担当課で事情聴取を行った上で審査委員会に諮る。
質問5	審査委員会はどのような構成か。	指名第一委員会の委員と同様であり、副市長を筆頭として工事担当部長や財政担当部長等が委員となっている。
審議結果	・適正に処理されていることを確認した。	

抽出事案6 石坂西ノ原3号線排水管布設工事

	質問	回答
質問1	入札の辞退はどの段階で提出されるか。事前に辞退届を出す場合と入札当日の辞退の扱いはどうなるか。	指名通知後に事前に辞退届を提出する場合と、入札時に辞退の意思を示す場合がある。いずれも辞退として扱う。
質問2	指名された業者が他工事で手が回らず辞退することはあるのか。	辞退することはある。特に小規模業者では技術者数が限られており、既に他工事に従事している場合や下請けとして入っている場合には着手可能な人員が不足し辞退することがある。
質問3	指名方式で辞退が生じることはやむを得ないのか。辞退（不調）を減らすための対策はあるか。	対策としては技術者の兼任を一定範囲で認める（例：兼任は3か所まで等）、2回連続で不調（予定価格超過）となったときに予定価格の5%以内であれば随意契約に移行する不落随契の運用、指名業者数の見直し等を講じている。しかし業者ごとの工事の得手不得手や稼働状況をすべて把握して指名することは困難であり改善には限界がある。
質問4	なぜこの工事を指名競争入札方式で実施するのか。	市の選定基準に基づくものであるが、建設業界から小規模な工事については地元中小業者の受注機会を確保する要望があり、その趣旨を踏まえて金額規模の小さい工事は地元業者を優先する指名競争入札方式を採用している。
審議結果	・適正に処理されていることを確認した。	